

県警察が保有する訓令及び通達の公表について

最終改正 令和元年12月16日 徳発信第363号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長宛

県警察では、県民の理解と協力の下に警察行政の円滑な運営を図るため、県本部の訓令・通達について積極的に公表していくこととし、この度、別添のとおり、徳島県警察訓令・通達公表基準を制定し、平成13年11月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

徳島県警察訓令・通達公表基準

1 目的

この基準は、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、県本部の訓令・通達(以下「訓令等」という。)の公表基準を定め、当該基準により訓令等を積極的に公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 公表基準

訓令等で次のいずれかに該当するものは、積極的に公表していくものとする。

(1) 県警察の施策を示す訓令等であること。

県警察の施策を示す訓令等とは、訓令等のうち、県警察の内部管理に関するもの専ら技術的・補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものを除いたものをいう。

具体的には、次に掲げる内容の文書は、県警察の施策を示す訓令等には該当しない。

ア 県警察の内部管理(人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等)に関する訓令等

(例) 職員の勤務時間等に関するもの

職員の給与支給の手續に関するもの

県警察における予算執行の手續に関するもの

イ 専ら技術的・補足的事項を定める訓令等

(例) 電算システムに関する技術的事項を定めるもの(コード表の制定、入力帳票の記入要領等)

犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの

ウ その他県民生活に影響を及ぼさない訓令等

(例) 業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

(2) 県民の関心が高い等この通達の目的に照らし、訓令等を公表することが必要と認められるもの

3 公表範囲

(1) 公表基準に該当する訓令等のうち、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)第8条各号に掲げる非公開情報(以下「非公開情報」という。)を含まないものについては、原則として全文を公表する。

(2) 公表基準に該当する訓令等のうち、非公開情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等の名称に非公開情報が含まれる場合及び非公開情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、この限りでない。

4 公表時期・公表期間

- (1) この通達の実施後に発出する訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、公表することが適当でない事情があるときは、当該事情がなくなった後速やかに公表することとする。
- (2) この通達の実施前に発出し、かつ、効力を有する訓令等については、この通達の基準に照らして、順次公表するものとする。
- (3) 訓令等の公表期間は、原則として公表した訓令等が効力を有する期間とする。ただし、訓令等を主管する所属の長(以下「主管課長」という。)が、長期間掲載する必要がないと判断したものについては、当該主管課長が公表期間を決定するものとする。

5 公表・非公表の判断等

- (1) 訓令等の公表・非公表の判断は、次の事項に留意の上、原則として主管課長が行う。ただし、訓令等の一部改正において、当該訓令等の立案をした所属(以下「立案課」という。)が当該訓令等を主管する所属と異なるときは、立案課の長と主管課長が協議の上決定するものとする。
 - ア 公表しようとする訓令等について、非公開情報が含まれていないか十分確認すること。
 - イ 訓令等を公表しようとするときは、情報発信課長と協議すること。
 - ウ イの協議は、複数の所属が関連する訓令等を公表しようとするときは、当該訓令等に関連する全ての所属長の意見を調整した上で、また、公表しようとする訓令等が、県警察以外の機関が行う施策等と関連するときは、当該機関との協議を整えた上で行うこと。
- (2) 前号により、公表を決定した訓令等については、規程の種別ごとに公表目録(別記様式)を作成し、当該訓令等の写しを添付の上、情報発信課長に送付するものとする。

6 公表方法

- (1) 訓令等の公表は、当該訓令等を県警察のホームページに掲載することにより行う。

なお、県警察が情報公開条例の実施機関となる平成14年4月1日以降は、県警察情報公開請求窓口を置き、当該窓口においても、公表する訓令等を一般の閲覧に供する予定である。
- (2) 県警察ホームページへの掲載は、県警察ホームページの運用について(令和元年12月16日徳発信第363号)に基づき行うこととする。

別記様式（5 関係）

公表目録（訓令・通達）

(所属名)

[illegible]

(注) 該当する規程に○を付けること。